



2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 デンヨー株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉永 隆法
(コード番号 6517 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員管理部門長 田邊 誠
(TEL 03-6861-1111)

業績連動型株式報酬制度への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 11 月 28 日 (金)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 22,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 2,911 円
(4) 処 分 総 額	64,042,000 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役 6 名 22,000 株 (注1、2)

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役を記載しております。

(注2) 取締役には、本制度に基づき、役位及び業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定

の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に取締役へ給付される当社株式の数は、取締役の役位及び業績達成度等により変動いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2015年6月26日開催の第67回定時株主総会の決議に基づき本制度を導入しております（本制度の概要につきましては、2015年5月14日付「取締役株式給付制度導入に関するお知らせ」及び2021年6月29日付第73回定時株主総会招集ご通知記載の第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として取締役に對して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「取締役株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）であり、2025年9月30日現在の発行済株式総数21,859,660株に対し0.10%（2025年9月30日現在の総議決権個数212,142個に対する割合0.10%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2015年5月14日付「取締役株式給付制度導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日 2025年11月28日

追加信託金額 64,042,000円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 22,000株

株式の取得日 2025年11月28日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2025年10月14日から2025年11月12日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である2,911円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額2,911円については、取締役会決議日の直前営業日の終値2,860円に対して101.78%

を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均2,918円（円未満切捨）に対して99.76%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,865円（円未満切捨）に対して101.61%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上